

令和元年度申請（令和2年度事業）

# 共同募金配分＜地域配分＞申請の手引き

（運営費配分 編）



社会福祉法人群馬県共同募金会 太田市支会

〒373-0817 太田市飯塚町 1549

太田市社会福祉協議会内

TEL 0276-46-6208 / FAX 0276-46-6229

## ＜ご案内＞

共同募金の配分は「広域配分」と「地域配分」に区分されます。

この手引きは、太田市支会で取り扱う「地域配分」について説明しています。

「広域配分」については、群馬県共同募金会（下記）へお問い合わせください。

〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12 TEL:027-255-6596 / FAX:027-255-6214

# 令和元年度共同募金＜地域配分＞申請の手引き（運営費配分 編）

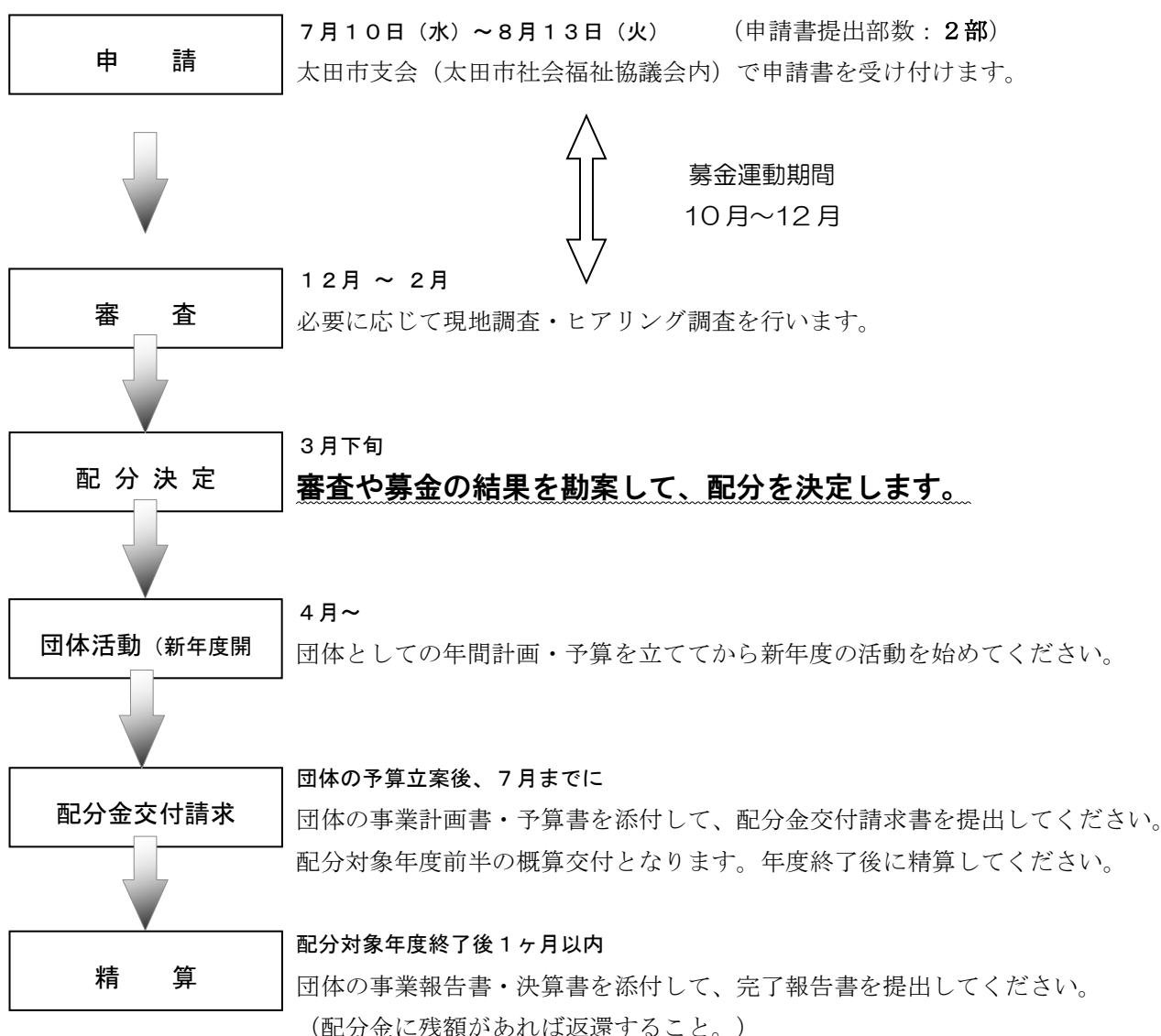
令和元年度共同募金は、令和2年度に実施する事業に対して配分します。  
この配分を受けるにあたっては、「**共同募金配分規程**」（以下「規程」という。）を遵守してください。

## I ●この手引きの対象（詳細は次ページ参照）

この手引きにある配分申請ができるのは、主に太田市域内で活動する、福祉活動を目的として設立された任意団体です。

これ以外の者は、「広域配分」の対象となり得るか、群馬県共同募金会にお問い合わせください。

## II ●申請から事業実施までの流れ



### Ⅲ●配分基準等

#### 1 対象団体

福祉活動を目的として設立された任意団体(※)で、主に太田市域内で活動するもの。

※この基準で「任意団体」とは、法人格こそないが、法人同様に規約・役員体制・運営組織等が整備され、独立して主体的な運営がなされている団体をいう。

#### 2 配分対象外

他団体又は下部組織への助成や会員・構成員等同士の親睦のみを目的とした団体等の活動費

#### 3 配分限度額

1 申請者あたり 5 万円を上限とする。(配分額は千円単位)

#### 4 留意事項

- (1) 同一団体につき年度連続配分は 3 年までとし、連続配分が途切れた場合は、当該配分を再申請することは原則としてできません。
- (2) 原則として、同一申請者が同一年度に複数の申請書を提出できません。  
他の配分(施設・設備・備品整備配分、事業経費配分、赤い羽根文庫)の申請書も提出できません。
- (3) 平成 30 年度の施設・設備・備品整備配分の配分決定を受けている場合は、申請できません。
- (4) 太田市社会福祉協議会の助成金を受けている団体は、重複して申請することはできません。
- (5) 地域福祉活動計画に沿った事業など太田市内を見渡ししながらニーズ調整して実施する事業や、地域福祉の課題解決に向けて住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先します。
- (6) **赤い羽根共同募金の趣旨や使いみちをご理解いただく為、申請場所等での募金箱の設置と 10 月に行われる街頭募金への参加にご協力いただきます。(申請年度及び配分年度の 2 年間)**

### Ⅳ●配分申請書の作成方法及び提出先等

#### 1 申請理由の明確化

なぜ配分金が必要なのかを考え、その理由について団体のメンバーと協議してください。

- ・一言で「資金不足」といっても、なぜ資金が不足しているのか、その原因を考えてみる。
- ・また、配分金を受けることにより、何が充実し、どのように発展するのかを明確にすること。

#### 2 配分申請書の作成

- ①「配分金を必要とする理由」欄：1 で話し合った理由をまとめ、記述する。
- ②「会の主な活動内容」欄：現在の活動内容について、活動目的とともに具体的に記述する。
- ③ 添付書類を用意する。
  - ・会則のコピー
  - ・平成 30 年度の団体の事業報告書・決算書(申請時に提出できない場合は 8 月末日までに)
  - ・令和元年度の団体の事業計画書・予算書
  - ・その他、事業内容や現状が確認できる写真等を添付すること。

#### 3 申請方法

- ① 受付窓口：太田市支会(太田市社会福祉協議会内)
- ② 受付期間：令和元年 7 月 10 日(水)～8 月 13 日(火)(郵送不可、期間内に提出のこと)

申請書用紙は本冊子の最後に添付してありますのでご活用ください。  
また、太田市社会福祉協議会ホームページからもダウンロードできます。

[URL] <http://otashakyo.jp>